

明治学院大学図書館館則

1992年 6月17日 大学評議会承認
2005年 3月16日 大学評議会承認
2010年 7月16日 常務理事会承認
2015年12月11日 常務理事会承認

(総則)

第1条 明治学院大学学則第80条により、明治学院大学図書館館則を定める。

(目的)

第2条 明治学院大学図書館（以下「図書館」という）は、学術資料を収集・管理・提供するとともに、情報の処理および提供のシステムを整備して学術情報の提供に努め、明治学院大学における教育・研究に資することを目的とする。

(職制・事務分掌)

第3条 図書館の職制、ならびに事務分掌は、明治学院大学学則、および明治学院大学事務局職制の定めるところによる。

(遠山一行記念日本近代音楽館)

第4条 図書館に遠山一行記念日本近代音楽館を置く。

(図書委員会)

第5条 図書館の運営に関し、図書館長の諮問にこたえるために、図書委員会を設ける。

2 明治学院大学図書委員会規則は別に定めるところによる。

(資料等の収集・管理・提供)

第6条 学術資料・学術情報（以下資料という）の収集・管理は、別に定める明治学院大学図書館管理規程により、資料の利用（提供）は明治学院大学図書館利用規程による。

(改廃)

第7条 この館則の改廃は、図書委員会及び大学評議会の議を経て、常務理事会の承認を要する。

付 則

- 1 この館則は、1992年6月18日より施行する。
- 2 2005年4月1日一部改正施行（第2条・第5条）
- 3 2011年5月1日一部改正施行（第4条・第7条）
- 4 2015年12月10日一部改正施行（第4条 日本近代音楽館組織名称変更）